様式第２号（第５条関係）

第　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

川越市長

　　　年度川越市農業経営構造高度化等促進事業費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度川越市農業経営構造高度化等促進事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　支払方法

３　交付の条件

（１）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（川越市農業経営構造高度化等促進事業費補助金交付要綱第４条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（３）補助事業を予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（４）補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から起算して５年間整備保管しなければならない。

（５）補助事業により、取得又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運営を図ること。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間は、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（７）（６）により、市長の承認を得て、財産を処分したことにより収入の  
あったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（８）市長は、必要に応じて事業実施主体に対して報告させ、又は市の職員に帳簿書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。